○高萩市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例

平成16年３月25日条例第１号

改正

平成16年６月29日条例第17号

平成28年３月30日条例第７号

令和元年12月27日条例第24号

令和４年12月16日条例第24号

高萩市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例

（目的）

第１条　この条例は、土砂等による土地の埋立て等について、市及び土地の埋立て等を行う者等の責務を明らかにするとともに、必要な規制を定め、もって生活環境の保全及び災害の防止に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(１)　土砂等　土砂及び土砂に混入し、又は付着した物をいい、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第２条第１項に規定する廃棄物及び改良土（土砂（泥土を含む。）又は建設汚泥にセメントや石灰等を混合し、化学的安定処理をしたものをいう。）を除くものをいう。

(２)　土地の埋立て等　土砂等による土地の埋立て、盛土及び堆積（製品の製造又は加工のための原材料の堆積を除く。）を行う行為をいう。

(３)　埋立て等区域　土地の埋立て等を行う土地の区域をいう。

（適用範囲）

第３条　この条例は、土地の埋立て等を行う場合において、当該埋立て等区域の面積が5,000平方メートル未満のものについて適用する。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する土地の埋立て等を行う場合については適用しない。

(１)　土地の造成その他これに類する行為を行う土地の区域内において行う土地の埋立て等であって、当該区域内において発生した土砂等のみを用いて行われるもの

(２)　国、地方公共団体その他規則で定める者が行う土地の埋立て等

(３)　他の法令の規定による許可等の処分その他の行為に係る土地の埋立て等であって、規則で定めるもの

(４)　自らの居住又は使用の用に供する建築物の建築を行おうとする者が第８条第１号に規定する基準に適合する土砂等により、建築確認等を受けて行う500平方メートル未満の土地の埋立て等。ただし、500平方メートル未満の土地における土地の埋立て等であっても、当該埋立て等区域に隣接する土地において、当該土地の埋立て等を行う日前１年以内に土地の埋立て等が行われ、又は現に行われている場合は、当該埋立て等区域と合算した面積が500平方メートル以上となるものは除く。

(５)　前各号に掲げるもののほか、規則で定める土地の埋立て等

（市の責務）

第４条　市は、市の区域内における土地の埋立て等の状況を把握し、土地の埋立て等が適正に行われるよう必要な措置を講ずることに努めるとともに、県が講ずる土地の埋立て等に関する措置について必要に応じ協力するものとする。

（土地の埋立て等を行う者の責務）

第５条　土地の埋立て等を行う者は、土地の埋立て等を行うに当たっては、当該埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害防止のために必要な措置を講じなければならない。

（土砂等を発生させる者等の責務）

第６条　土砂等を発生させる者は、土砂等の発生を抑制するよう努めるとともに、発生させる土砂等により土地の埋立て等が行われる場合にあっては、当該土地の埋立て等を行う者により適正な土地の埋立て等が行われるよう必要な配慮をしなければならない。

２　土地の所有者は、その所有する土地を土地の埋立て等を行う者に使用させる場合にあっては、当該土地の埋立て等を行う者により適正な土地の埋立て等が行われるよう必要な配慮をしなければならない。

（土地の埋立て等の許可）

第７条　土地の埋立て等を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。

２　前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(１)　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(２)　土地の埋立て等の目的

(３)　埋立て等区域の位置

(４)　埋立て等区域の面積

(５)　土地の埋立て等を行う期間

(６)　土地の埋立て等に用いる土砂等を発生させる者

(７)　土地の埋立て等に用いる土砂等の発生の場所

(８)　土地の埋立て等に用いる土砂等の数量

(９)　土地の埋立て等の施工に関する計画

(10)　埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止に関する計画

(11)　土地の埋立て等を他の者に請け負わせる場合にあっては、当該請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(12)　前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

３　前項の申請書には、規則で定める書類及び図面を添付しなければならない。

（事前協議）

第７条の２　土地の埋立て等を行おうとする者は、前条又は第10条の規定による許可の申請を行う前に規則で定めるところにより、市長と事前協議をしなければならない。

（許可の基準）

第８条　市長は、第７条第１項の許可の申請があった場合には、次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

(１)　その土地の埋立て等に用いる土砂等の性質及び有害物質（鉛、砒(ひ)素、トリクロロエチレンその他の物質であって、それが土壌に含まれることに起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるものとして規則で定めるものをいう。）による汚染の状態が規則で定める基準に適合しているものであること。

(２)　その土地の埋立てに用いる土砂等について、茨城県内で発生したものであり、その土砂等の発生場所から直接搬入されるものであること。

(３)　その土地の埋立て等の施工に関する計画が規則で定める技術上の基準に適合していること。

(４)　その埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止に関する計画が埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止のために必要な措置に関する基準として規則で定める基準に適合しているものであること。

(５)　前条の規定による事前協議が終了していること。

(６)　申請者が次のいずれにも該当しないこと。

ア　心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として規則で定めるもの

イ　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者

エ　この条例その他生活環境の保全を目的とする法令若しくは条例のうち規則で定めるもの若しくはこれらの法令若しくは条例に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。第32条の３第７項及び第32条の11第１項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の２、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者

オ　第18条第１項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から５年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人であるときは、当該取消しの処分に係る高萩市行政手続条例（平成11年高萩市条例第１号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から５年を経過しないものを含む。）

カ　第18条第１項の規定による許可の取消しの処分に係る高萩市行政手続条例第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第11条第１項第３号の規定による廃止の届出をした者（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から５年を経過しないもの

キ　カに規定する期間内に第11条第１項第３号の規定による廃止の届出があった場合において、カの通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは規則で定める使用人であった者又は当該届出に係る個人（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）の規則で定める使用人であった者で、当該届出の日から５年を経過しないもの

ク　第18条第１項又は第19条第２項の規定により土地の埋立て等の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者（当該命令を受けた者が法人であるときは、当該命令の日に当該法人の役員であった者を含む。）

ケ　第19条第１項又は第２項の規定による命令（同項の規定による土地の埋立て等の停止の命令を除く。）を受け、その命令に係る措置が完了していない者（当該命令を受けた者が法人であるときは、当該命令の日に当該法人の役員であった者を含む。）

コ　土地の埋立て等に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

サ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）

シ　営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人であるときは、その役員を含む。）がアからサまでのいずれかに該当するもの

ス　法人であって、その役員又は規則で定める使用人のうちにアからサまでのいずれかに該当する者のあるもの

セ　個人であって、規則で定める使用人のうちにアからサまでのいずれかに該当する者のあるもの

ソ　暴力団員等がその事業活動を支配する者

（許可の条件）

第９条　市長は、第７条第１項の許可には、当該許可に係る埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止のため必要な限度において、条件を付すことができる。

（変更の許可等）

第10条　第７条第１項の許可を受けた者（以下「許可を受けた者」という。）は、当該許可に係る同条第２項第２号又は第４号から第11号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

２　前２条の規定は、前項の許可について準用する。

３　許可を受けた者は、第１項ただし書に規定する軽微な変更があったとき又は第７条第２項第12号に掲げる事項に変更があったときは、規則で定めるところにより、その日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

（着手の届出等）

第11条　許可を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、規則で定めるところにより、その日から10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(１)　当該許可に係る土地の埋立て等に着手したとき。

(２)　当該許可に係る土地の埋立て等を完了したとき。

(３)　当該許可に係る土地の埋立て等を廃止し、又は休止したとき。

(４)　休止した当該許可に係る土地の埋立て等を再開したとき。

２　市長は、前項第２号又は第３号の規定による届出があったときは、遅滞なく、当該届出に係る土地の埋立て等が当該土地の埋立て等に係る第７条第２項の申請書に記載した土地の埋立て等の施工に関する計画（前条第１項の規定による変更の許可があったときは、その変更後のもの。第19条第２項第１号において同じ。）及び埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止に関する計画（前条第１項の規定による変更の許可があったときは、その変更後のもの。第19条第２項第１号において同じ。）に適合しているかどうかについて確認を行うものとする。

（許可に基づく地位の承継）

第12条　許可を受けた者について相続、合併又は分割（当該許可に係る土地の埋立て等を行う権原を承継させるものに限る。）があったときは、相続人（相続人が２人以上ある場合において、その全員の同意により当該土地の埋立て等を行う権原を承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該土地の埋立て等を行う権原を承継した法人は、許可を受けた者の地位を承継する。

２　前項の規定により許可を受けた者の地位を承継した者は、規則で定めるところにより、その日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

（施工管理者の設置等）

第13条　許可を受けた者は、当該許可に係る埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止のために必要な施工上の管理をつかさどる者（以下「施工管理者」という。）を置かなければならない。

２　許可を受けた者は、当該許可に係る土地の埋立て等を施工するときは、施工管理者に、当該許可に係る埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止のために必要な施工上の管理をさせなければならない。

（標識の掲示）

第14条　許可を受けた者は、当該許可に係る埋立て等区域内の見やすい場所に、規則で定めるところにより、氏名又は名称その他の規則で定める事項を記載した標識を掲示しなければならない。

（帳簿への記載）

第15条　許可を受けた者は、当該許可に係る土地の埋立て等に用いた土砂等の数量その他の規則で定める事項を帳簿に記載しておかなければならない。

２　許可を受けた者は、当該許可に係る土地の埋立て等に着手した日から当該土地の埋立て等を完了し、又は廃止する日までの間、当該着手した日から３月ごとの各期間（当該期間内に当該土地の埋立て等を完了し、又は廃止したときは、当該期間の初日から当該土地の埋立て等を完了し、又は廃止した日までの期間）ごとに、規則で定めるところにより、当該各期間の経過後１月以内に、当該許可に係る土地の埋立て等に用いた土砂等の数量その他の規則で定める事項を市長に報告しなければならない。

（土壌の調査等）

第16条　許可を受けた者は、当該許可に係る土地の埋立て等に着手した日から当該土地の埋立て等を完了し、又は廃止する日までの間、当該着手した日から３月ごとの各期間（当該期間内に当該土地の埋立て等を完了し、又は廃止したときは、当該期間の初日から当該土地の埋立て等を完了し、又は廃止した日までの期間）ごとに、規則で定めるところにより、当該許可に係る埋立て等区域内の土壌の有害物質による汚染の状況について調査を行い、当該各期間の経過後１月以内に、その結果を市長に報告しなければならない。

（書類の備付け及び閲覧）

第17条　許可を受けた者は、規則で定める書類を当該許可に係る埋立て等区域内又は最寄りの事務所等に備え置き、当該土地の埋立て等に関し生活環境の保全又は災害の防止上利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。

（許可の取消し等）

第18条　市長は、許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、第７条第１項の許可を取り消し、又は期間を定めて当該許可に係る土地の埋立て等の停止を命ずることができる。

(１)　第８条第６号（クを除く。）のいずれかに該当するに至ったとき。

(２)　第10条第１項の規定に違反して土地の埋立て等を行ったとき。

(３)　偽りその他不正の手段により第７条第１項又は第10条第１項の許可を受けたとき。

(４)　第９条（第10条第２項において準用する場合を含む。次条第２項において同じ。）の規定により第７条第１項又は第10条第１項の許可に付した条件（次条第２項の規定による変更があった場合にあっては、その変更後のもの。同項において同じ。）に違反したとき。

(５)　この項又は次条第２項の規定による命令に違反したとき。

２　市長は、許可を受けた者が、正当な理由がないのに、第７条第１項の許可を受けた日から起算して１年以内に当該許可に係る土地の埋立て等に着手せず、又は引き続き１年以上当該許可に係る土地の埋立て等を休止したときは、当該許可を取り消すことができる。

（措置命令等）

第19条　市長は、第７条第１項の規定に違反して土地の埋立て等を行った者に対し、その土地の埋立て等の中止を命じ、又は期限を定めて当該土地の埋立て等に係る土砂等の除去その他必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

２　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可を受けた者に対し、第９条の規定により第７条第１項又は第10条第１項の許可に付した条件を変更し、又は期間を定めて当該許可に係る土地の埋立て等の停止を命じ、若しくは期限を定めて当該土地の埋立て等に係る土砂等の除去その他必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

(１)　土地の埋立て等が第８条第１号の基準又は当該許可に係る第７条第２項の申請書に記載した土地の埋立て等の施工に関する計画若しくは埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止に関する計画に適合していないと認めるとき。

(２)　生活環境の保全又は災害の防止のため緊急の必要があると認めるとき。

（協力要請）

第20条　市長は、この条例の規定に基づく事務に関し、関係行政機関に対し、照会し、又は協力を要請することができる。

２　市長は、生活環境の保全又は災害の防止のため必要があると認めるときは、土地の埋立て等を行う者、土地の埋立て等に用いる土砂等を発生させる者、土地の埋立て等を行う土地の所有者その他土地の埋立て等の関係者に対し、必要な協力を要請することができる。

（報告の徴収及び立入検査等）

第21条　市長は、この条例の施行に必要な限度において、土地の埋立て等を行う者に対し、土地の埋立て等の状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

２　市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、埋立て等区域又は土地の埋立て等を行う者の事務所、事業所その他土地の埋立て等に関係のある場所に立ち入り、土地の埋立て等の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

３　前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

４　第２項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（手数料）

第22条　第７条第１項又は第10条第１項の許可を受けようとする者は、高萩市手数料条例（平成12年高萩市条例第５号）第２条の規定により、手数料を納めなければならない。

（委任）

第23条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（罰則）

第24条　次の各号のいずれかに該当する者は、２年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(１)　第７条第１項又は第10条第１項の規定に違反して土地の埋立て等を行った者

(２)　第18条又は第19条第１項若しくは第２項の規定による命令に違反した者

２　次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

(１)　第21条第１項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(２)　第21条第２項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

３　次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(１)　第10条第３項、第11条第１項又は第12条第２項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(２)　第14条の規定に違反した者

(３)　第15条第２項又は第16条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

（両罰規定）

第25条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成16年10月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の際現に土地の埋立て等を行っている者は、この条例の施行の日から１月を経過する日までの間（当該期間内に第７条第１項の許可に係る申請について不許可の処分があったときは、当該処分のあった日までの間）は、同項の許可を受けないで、引き続き当該土地の埋立て等を行うことができる。その者がその期間内に当該許可の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。

附　則（平成16年条例第17号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成28年条例第７号）

（施行期日）

１　この条例は、平成28年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の際、改正前の高萩市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定によりなされた許可は、改正後の高萩市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の相当規定によりなされた許可とみなす。

３　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前の条例の規定によりなされた許可の申請に対する処分については、なお従前の例による。

４　改正後の条例の規定による許可の取消し又は停止の命令は、施行日以後に生じた事由について適用し、施行日前に生じた事由については、なお従前の例による。

附　則（令和元年条例第24号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（令和４年条例第24号）

（施行期日）

１　この条例は、令和５年３月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の高萩市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第７条第１項の規定による許可（以下「改正前の許可」をいう。）を受けている者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）にこの条例による改正後の高萩市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第７条第１項の許可を受けた者とみなす。

３　施行日前に、改正前の条例第７条第１項又は第10条第１項の規定によりされた許可の申請であって、この条例の施行の際、許可又は不許可の処分がされていないものについての許可又は不許可の処分については、なお従前の例による。

４　改正前の許可を受けた者が、許可に係る事項の変更をするときは、なお従前の例による。

５　前項の規定による変更のうち、土地の埋立て等を行う期間を延長する場合において、当該申請は１回限りとし、延長する期間は30日を限度とする。ただし、天災等の場合で市長が特に認めるときはこの限りでない。

６　この条例の施行の際、現に改正前の条例第19条の規定によりなされた措置命令（以下この項において「処分」という。）のうち、改正前の条例第７条第１項及び第10条第１項の規定による許可を受けずに土地の埋立て等を行う者等に対してなされた処分又は改正前の条例第９条の許可条件に違反して土地の埋立て等を行う者等に対しなされた処分は、改正後の条例第19条の規定によりなされた措置命令とみなす。

７　この条例の施行の際、現に改正前の許可を受けている者に対する改正後の条例第18条の規定による許可の取消し又は改正後の条例第19条の規定による措置命令に関しては、この条例の施行前に生じた事由については、なお従前の例による。

（高萩市手数料条例の一部改正）

８　高萩市手数料条例（平成12年高萩市条例第５号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）